

# 総務委員会 陳情提出者補足説明会記録

とき 令和7年12月4日

国分寺市議会

## 総務委員会陳情提出者補足説明会

令和7年12月4日（木）

### ○ 出席委員

委員長 森田 たかし

副委員長 小坂 まさ代

委員 鈴木 ちひろ

だて 淳一郎

はぎの 英輔

新海 栄一

### ○ 議 題

陳情第7-4号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情

午後 1 時 03 分開会

○森田委員長 それでは、ただいまから陳情第 7－4 号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を 2026 年 9 月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情について、陳情提出者補足説明会を開催いたします。

陳情提出者の方は、本陳情の趣旨について御説明をお願いいたします。

○発言者 今日はよろしく申し上げます。

では、説明をさせていただきます。今、委員長から読み上げていただいたとおりの陳情件名なのですが、改めてインボイスとは何かということから説明させていただきます。今、資料をお配りしまして、一番上にインボイス制度が導入されたらどうなるかとありますが、もう皆さん御存じだと思うんですけども、これまで売上げに係る消費税から仕入れ等に係る消費税を引いて消費税の納税額となっておりました。これがインボイスが導入されて変わるということなのですが、2 ページ目へめくっていただいて、真ん中よりちょっと下の緑色で囲われているところを見てください。建設業でいいますと、まず、工務店などの場合、新築 1 棟を 3,300 万円で購入して、外注に 1,650 万円、材料に 1,100 万円かかった、この場合、消費税は幾ら納めればいいのかというのが、インボイスが始まる前ですと 300 万円から既に支払っている外注に対する 150 万円、材料に対する 100 万円を引いて残り 50 万円を納めればいいのかというのがこれまででした。これがインボイスが始まることによって、インボイスに登録していない業者を使った場合、それは控除を認めませんよとなったんです。ですので、下のとおりの 300 万円から 150 万円は引けないと、材料の 100 万円を引いて 200 万円払いなさいというようになりました。

ですので、工務店もこれは参ったぞということで、1 ページに戻っていただいて真ん中の絵のところですけども、上が一人親方の方だと思ってください。この間ずっと言われてきたのが、この点線のところなんです。仕事をもらえないのなら課税事業者になろうかな、今まで消費税を納めていなかったけれども、消費税を納めるしかないかな、その下が、値引きを強要されるかな、課税業者になると事務も大変だなというようなことが起きております。

その下は工務店です。事業者にとってはどうかというと、外注の一人親方に課税事業者になってもらうようお願いしようかなと、もしくはその下、免税事業者、インボイスの登録をしていない職人とは取引をやめようかなと、もしくは右側、控除できない消費税分を値引きしてもらおうかな、などなど、これが始まってから、今でも大混乱が続いているというような形です。

再度 2 ページへ行っていただいて、陳情にある 2 割特例と 8 割控除というものなんですけれども、今は、インボイスを始めても、始めたばかりなので特例として、一人親方に対しては 2 割特例、消費税を 2 割だけ納めればいいのかという制度があります。これは令和 8 年 9 月 30 日までが 2 割特例期間ですよと、ですので、年度の途中でこの制度がなくなっちゃうというものです。8 割控除というほうは、事業者がインボイスに加入しない下請を使った場合、丸々控除できないんですけれども、特例として 8 割控除を認めますよというものです。なので、今のところはインボイスに入っていない業者も使われているというような状況ですが、これがなくなると、2 割特例のない一人親方は負担が増えるし、8 割控除できなくなると事業者にとっても負担が増えるので、これはもう勘弁してくれというのが仲間の声です。

その下の右側は子どもがびっくりした絵ですけれども、これはやばいぞということで陳情を出そうということになりました。左側の下に四角の表がありますけれども、例えば、ざっくりした計算なんですけれども、売上げが800万円の方が2割特例を使って、今、消費税は16万円納めているんです。この16万円というのも、売上げ800万円の人は所得にするとぐんと下がります、所得税なんかは10万円ぐらいなんです。

なので、このインボイスが始まって16万円という所得税よりも多い額を払うのでひいひい言っているんですが、これが2割特例がなくなると32万円払うということで、冗談抜きで1か月の生活費がなくなるといって、もう生活できないというような声が多々聞かれている状況です。ですので、ぜひお願いしたいということです。

あと、3ページ以降は資料なんですけど、インボイス制度を考えるフリーランスの会というのがありまして、アンケートなんかを実施しました。18日間で1万件を超える回答があり、コメントは8,200件を超えたということで、3ページの下右側にちょうど国分寺市の方がいましたのでつけましたが、制度を中止してもらえないならせめて2割負担を恒久化してほしいということで、これはクリエイターの方ですけれども、こういったものがあるのと、あと4ページ以降は、これは全国からコメントが寄せられたんですが、東京都のコメントだけを今回、添付させていただきましたので、ぜひ読んでいただければと。切実な要求、建設業以外でも国分寺市の個人事業主はみんな本当に苦しんでおりますので、ぜひ、読んでいただきたいなと思います。

あと30ページに、最後、昨日、国会への請願行動、請願の集会がありました。超党派の国会議員に対して1万5,000何がしの署名を渡したよということになりますので、国会でも、今、このインボイスの廃止もしくは特例の延長が話題になっておりますので、ぜひ、国分寺市でもよろしくお願ひします。

以上です。

○森田委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、御質問のある委員の方は挙手にてお願いいたします。

○小坂副委員長 森田委員。

○森田委員 御説明ありがとうございます。資料までお作りいただきましてありがとうございます。

今、国分寺市に陳情が出されておりますが、ほかの市とかの状況、動向というのはどのようになっていますか。ほかの市でも支部から陳情が出されているんですか。

○発言者 はっきり言えるのは、小金井市には出しております。私たちが出しているんですけど、今、こういう状況だから市に要請しようということで運動を全体でやっているんですけど、はっきり言えないんですけど、多くの自治体に提出があると思います。

○森田委員 ありがとうございます。もう一つ質問なんですけど、一人親方とか、そういった対象になる方は市内に何名ぐらいいらっしゃるでしょうか。支部の中でというところで、分かる範囲でお願いします。

○発言者 ざっくりなんですけど、一人親方労災という労働者災害補償保険を掛けている方が200人ぐらいいます。あと、中小零細の個人事業主というのはまた別の事業主特別加入というのを掛けているんですけど、そちらは100人ぐらいおりますので、300人ぐらいかなと思います。

○森田委員長 ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○はぎの委員 御説明ありがとうございました。今の関連になりますけれども、頂いた資料の3ページの上のほうに記載があるところにも係ると思うんですけれども、建設業界において、インボイス制度導入後、免税事業者だった小規模事業者とか、あるいは先ほどありました一人親方が、実際、取引中止になってしまったり、課税事業者への転換を余儀なくされたような事例というのは、今回、把握されている具体的な数とかそういうのはどんな感じでしょうか。もし分かれば、参考に教えていただきたいなと思います。

○発言者 ごめんなさい、数までは把握していないのですが、たくさん声は聞かれます。

○はぎの委員 たくさん声ということで、分かりました。

○森田委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 それでは、質問がないようですので、以上で、陳情第7-4号についての陳情提出者補足説明会を終了いたします。

陳情提出者の方は、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後1時15分閉会